

エコ通勤支援助成事業実施要綱

(目的)

第1条 佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議（以下、「推進会議」という。）は、本県の豊かでうるおいのある環境を保全し、環境に対する負荷を低減する事業として、この要綱に定めるところにより、県内の事業所又は団体（以下、「事業所等」という。）が独自に実施するエコ通勤を推奨するための活動に対し、その経費の一部を助成することにより、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

(助成対象となる活動)

第2条 助成対象となる活動は、県内の事業所等が、勤務する従業員に対してエコ通勤（徒歩、自転車、公共交通機関の利用、パークアンドライドの実施等）を推奨するための活動とする。

【助成対象活動の例】

- (1) 事業所等内で実施するエコ通勤に関するイベントの開催
- (2) 従業員に対するエコ通勤の普及・啓発を目的とした配布物等の作成
- (3) 事業所等内の駐輪場や更衣室の整備
- (4) 従業員が使用する事業所等内共用自転車の購入
- (5) エコ通勤を実施する従業員に対する報奨金・報奨品の授与

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、県内に事務所又は活動拠点を有する事業所等とする。

(助成の制限)

第4条 同年度内における助成は、1事業者等当たり、1件に限るものとする。

(助成対象経費及び助成金額)

第5条 推進会議は、第2条の活動を実施した事業所等に対し、予算の範囲内において、その経費の一部を助成する。その対象経費及び助成金額の基準は、次の表に掲げるとおりとする。

助成金額	1件につき上限3万円 (総数9件(予算の範囲内において、件数は変更の可能性あり))
助成対象経費	1 助成対象経費は、活動の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、活動の実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。 2 次のものは助成対象外の経費とする。 (1) 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。 (2) 活動実施主体の経常的経費、従業員の人件費及び通勤手当、他用途に転用可能な備品及び消耗品の購入経費、食糧費。

(助成申請)

第6条 経費の助成を希望する事業者等は、推進会議会長が別に定める期日までに、活動計画書(様式1)及び予算書(様式2)を提出するものとする。

2 推進会議会長は、前項の助成申請等を受理した後、内容を確認し、助成の対象及び助成額を内定するものとする。

3 前項の規定により助成を内定した場合は、推進会議会長はその旨を事業者等に通知するものとする。

4 助成申請があつてから、当該申請にかかる助成の内定をするまでに、通常要すべき標準的な期間は20日とする。

(実績報告)

第7条 助成が内定した事業者等は、活動の終了後10日以内、又は当該年度の1月末日(ただし、休日又は祝日である場合はその前日)のいずれか早い日までに、実績報告書(様式3)、決算書(様式4)及びその他必要な書類を推進会議会長あてに提出するものとする。

2 推進会議会長は、前項の実績報告書等を受理した後、その内容を審査の上、助成金交付の額を決定し、事業者等に通知するとともに、速やかに助成金を事業者等に交付するものとする。

(事務局)

第8条 この要綱に関する事務は、推進会議事務局において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、推進会議会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月22日から施行する。